

平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 ほか110名

被告 国

文書提出命令申立書

令和2（2020）年7月13日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

第1 文書の表示・文書の趣旨

- 1 高浜原発1号機・2号機における，各試験回次（原子炉容器内に装荷されることなく試験が行われたものも含む）ごとの，中性子照射量，シャルピー試験，破壊靱性試験，引張り試験，落重試験等の監視試験の際に得られた実測データが記載された文書
- 2 上記1の監視試験片が採取された部位（母材，溶接金属，熱影響部等），同試験片が含有する元素の濃度等の化学分析値を記載した文書
- 3 上記1の試験による実測データ，主にはシャルピー試験等の実測データを基にして，関連温度（ないし脆性遷移温度）を導き出した過程及びその結果が記載された文書
- 4 各原発の破壊靱性値（高浜1号機につき丙 C16号証39～40頁，高

浜 2 号機につき丙 C16 号証 75～82 頁) を, 上記 1 の実測データないし上記 2 の数値から導き出した過程及びその結果が記載された文書

第 2 文書の所持者

被告

第 3 証すべき事実

高浜原発 1 号機・2 号機の運転期間延長認可処分の際に審査が行われる中性子照射脆化の問題について, 被告原子力規制委員会の審査過程に過誤欠落があること

第 4 文書提出義務の原因

民事訴訟法 220 条 4 号。

上記文書は除外事由のいずれにも該当しない。

第 5 文書提出命令の必要性

1 文書と要証事実との関連性 (必要性と相当性)

- (1) 原告らは, 運転期間延長認可処分の際に行われる中性子照射脆化についての審査に関し, 処分庁である原子力規制委員会の審査過程に過誤欠落がある旨の主張をしている。
- (2) そして, 当該中性子照射脆化に関しては, 参加人が, 第 1・1 に記載した監視試験を行い, その実測データ (以下「原データ」という) から, 参加人が第 1・2 ないし 3 の評価を行い, その結果のみが申請書に記載されている。準備書面 (40) で主張したように, これらの過程, すなわちシ

シャルピー試験の結果から $\Delta RTND T$ 実測値を導き出す過程やCT試験片による破壊靱性試験の結果と併せて最終的に下限包絡曲線を描く過程には、様々な評価が介入しうるものであり、評価方法によって結果が異なりうるものである。

そして、原データから正しく評価された結果が、参加人の申請書における結果と一致しないということが判明した場合には、その結果が基準を満たしていないのであれば言うまでもなく、仮に基準を満たしていたとしても、計算結果が異なることを被告が見落としていたこと自体が、処分庁による審査過程に過誤欠落がないことの重要な評価障害事実となる。

従って、司法審査においては、原データを把握し、当該原データから正しく評価された結果が基準を満たしているのか、また、参加人の評価による結果と原データから正しく評価された結果が異なっていないか、少なくとも参加人の評価に理論的な誤りがないかどうかという評価過程について検証する必要があるというべきである。

- (3) そして、このような検証は、技術評価の結果だけでは分からず、原データを見てはじめてできるものである（甲 E56・意見書）。同意見書は、「現在公表されている高浜 1 号炉の破壊靱性監視試験結果の報告ははなはだ理解しがたいものである」、「高浜 1 号炉のデータ点の少なさに驚く」、「このような少ないデータでまともな破壊靱性評価ができるとは思われない」と原データに基づく結果に対して強い疑義が示されている。さらには「脆性遷移温度 Tr_{30} の報告値の妥当性についても、生データであるシャルピー試験の全データを示していただかないと、判断ができない」と専門家からも必要性が示されている（甲 E56）。

従って、これらの検証をするために、上記第 1 の原データ等の記載され

た書面が提出されることは必要不可欠であり、原データ等の記載された書面が提出されればその検証は可能である。

2 被告が原データを保有している可能性が高いこと

被告は上記第1の原データを参加人から受領していないと口頭弁論期日で回答しているが、その趣旨は、本件運転延長認可処分に際して受領していないという意味であり、原データ自体は保有している可能性がある。

すなわち、被告が公開する「監視試験データ等の借用に関する電気事業者との面談」議事録（添付資料1・2）によれば、少なくとも平成29年8月31日の時点で、「平成28年度委託事業」のために原子力規制庁は各電気事業者から「監視試験データ」を借用した旨が記載されており、同面談には参加人も出席していた（添付資料1）。そして、報告書からすればこの「監視試験データ」には、本件原発の監視試験データの原データも含まれている。

更に、平成30年2月14日時点でも、監視試験データを規制庁が保管していることを前提に、これの「返却方法」や「平成30年度も借用することの可否」が協議されている（添付資料2）。

従って、被告は本件原発の監視試験の原データを保有していた可能性が高く、現時点においても保有している可能性があると考えられる。

以上